

## 海外経済要録

### 国際機関

#### ◆ IMF総務会暫定委員会コミュニケを発表

IMF総務会暫定委員会は、5月12日、13日、フィンランドのヘルシンキにおいて第18回の会合を開催、以下のコミュニケを発表した。

1. 国際通貨基金(IMF)総務会暫定委員会は、1982年5月12日、13日、アラン・J・マッケン・カナダ副首相兼大蔵大臣を議長として、第18回国会合を開催した。本会合には、ジャック・ド・ラロシェールIMF専務理事が参加したほか、多くの国際機関、地域機関およびイスラエルオブザーバーが出席した。
2. 委員会は世界経済見通しと現在多くの国が直面している困難な問題に対処するのに必要とされる政策について検討した。委員会での関心は、多くの国における高インフレの持続、主要先進工業国における経済活動の停滞、高失業およびその増加、保護主義の高まり、高金利および為替相場の大幅な変動、さらに、多くの国における大幅な国際収支不均衡の存在等であった。

委員会は、これらの問題を解決する早急かつ安易な方法は存在しないことに留意した。経済パフォーマンスの実質的かつ継続的な改善を達成するためには、インフレ抑制、生産性の改善および持続的に容認できる国際収支の実現を目指す均衡のとれた政策の組合せを継続して採用することが必要であると考えた。

委員会は、インフレ抑制に関し、既にかなりの進展が得られた国があることに留意した。慎重な引締め政策を堅持する限り、これから2~3年にわたって引き続き進展が期待されうるであろう。これらの政策は所得の伸びを緩やかなものにすることによって支援される必要がある。

委員会は、引締め的な金融政策とコンシスティントな財政政策によって、金利は引き下げし、またここ2~3年の間、乱高下した高金利に伴いもたらされた為替相場の大幅な変動も緩和されるであろうと考えた。先進工業国の中で経済政策の調整を図り、インフレを収束させることによって、為替相場の安定化は促進されよう。委員会は、特に主要先進工業国が財政規律および財政赤字の削減を明確に公約することが現状において緊要であることを強調した。このような公約によってのみ、各国当局はインフレ抑制政策の信頼性を確立し、利用可能な貯蓄

が生産的な投資に向かわなくなることを回避することができる。

委員会は、金融引締めが引き続き先進工業国における経済政策の包括的戦略の要でなければならないことに合意した。時期尚早に金融緩和政策へ移行すれば、インフレ率を底上げさせる危険性がある。すなわち、民間市場参加者が通貨保有の伸びのもつインフレ効果に対し、最近はとくに敏感になっていることもあり、なおさらその危険性は大きい。

委員会は、生産と生産性を刺激し、労働および財市場のもの硬直性を減少させるために計画されたサプライサイドの政策がもつ重要な役割を想起した。

委員会は、大多数の国に現在存在している高失業率について格別の懸念を表明した。委員会が主張する包括的な形での政策アプローチは、インフレに対する戦いが失業に対する戦いより重要であるという見方に基づいているわけではない。むしろ、委員会は、インフレとの戦いは満足のできる速度での持続的な経済成長を回復するために必要な前提であると考えた。委員会は、生産の安定的拡大および失業の低下を図るうえで、インフレおよびインフレ期待を低下させ、名目および実質金利を引下げ、既存の硬直性を縮減することが不可欠であると考える。

急速に変化しつつある国際収支の態様の検討を通じて、対外ポジションを調整する必要性が一層あることが示された。委員会は、特にいくつかの先進工業国において経常収支赤字幅が依然として高水準にあり、また多くの非産油発展途上国において大きな国際収支不均衡が存在していることに留意した。

委員会は、非産油発展途上国の現況に重大な懸念を表明した。これらの国の問題、特に大幅な経常収支の赤字は部分的にはこれらの国がコントロールし得ない要因から生じてきているものである。これらの外生的要因のうち最も重要なものは、世界的な景気後退が輸出市場に与える影響と、主に一次産品を輸出している国の交易条件の急激な悪化、さらには対外債務に対する利払い負担の増加である。

しかしながら、委員会は多くの発展途上国が抱えている問題は、過度に拡張的な財政・金融政策を要因とする激しいインフレの影響により一段と悪化したことに留意した。こうした諸国が、構造的な不均衡を縮小するための政策とともに、より現実的な財政・金融政策を追求するならば、国内および対外ポジションの秩序だった調整は大いに促進されるであろう。委員会は、発展途上国、特に1人当たり所得の低い国に対し公的な開発援助やその

他の海外資金が十分に流入することが緊急に必要であることを認識した。

委員会は、より広範な見地からみて、世界経済の状況が多くの面において国際的な経済協力の必要性を高めたことを強調した。特に関心の持たれた分野は、国際貿易政策に関する分野であった。委員会は、国際競争から生ずる問題に対して保護主義的なアプローチをとるべきとする現在の圧力に対して、すべての国が強く抵抗しなければならないという確信を強調し、こうした措置が既にとられている場合はそれを排除する必要があることを強く主張した。

3. 委員会は、国際収支調整を促進するうえでのIMFの役割の重要性を強調するとともに、IMFが加盟国の国際収支政策および為替政策に関するサーベイランス機能を効果的に果たすことの必要性を強調した。委員会は、加盟国が大国であろうと小国であろうと、あるいは先進工業国、発展途上国のかんを問わず、また、IMFの資金を利用しているか否かにかかわらず、IMFのサーベイランスは、全加盟国に対して平等に行われることが非常に重要であると考えた。主要先進工業国との政策のおよぶ国際的影響に特別に注意を払うことの重要性も強調された。

4. 委員会は、第8次一般見直しにおいてクォータの増額問題について討議した。この討議の過程において、委員会は、特に1980年代において予想されるIMFの役割にかんがみ、第8次見直しにおける適切なクォータの増額規模の問題を検討し、また加盟国との間でのクォータ増額の配分について予備的な意見交換を行った。これとの関連で、委員会は、今回のクォータの見直しを完了するために予想される理事会の作業状況と予定表に関する理事会報告に留意した。

委員会は、IMFが国際収支赤字の調整および同ファイナンスにおいて重要な役割を有し、また、1980年代において直面するであろう問題に効果的に対処し得るように強力かつ充分な資金を有しなければならないことと合意した。同時に、委員会は、IMFの活動のための基本的な資金源はクォータ割当額であるべきであるとの見解を繰り返した。従って、委員会は、クォータの引上げは、IMFが1980年代においてこれらの原則に従い効果的にその機能を果たせうるに足るものでなければならず、今回のクォータの見直しが合意された予定内に完了すべきであるとの結論に達した。委員会は、かなりの数の加盟国の現行クォータがその国が占める世界経済における相対的地位を反映していないことに留意し、種々の国家グループの間の適切な均衡を維持する点にも配慮し

つつ、第8次見直しにおけるIMFの拡大が、これら加盟国のクォータにその相対的地位を反映させる機会となるべきであるとの見解を再確認した。

委員会は、理事会に対し、優先課題として第8次見直し作業を続行し、次回暫定委員会までに報告を行うよう勧告した。そして、それまでに今回のクォータの見直しの主要な側面のいくつかについて合意に達することができるることを希望した。

5. 委員会は、1982年1月1日に始まった第4基本期間におけるSDR配分の問題を討議した。委員会は、SDR配分について、今回充分な支持がなかったためその提議を行うことができなかつた旨の専務理事の声明に留意した。委員会における討議は多くの加盟国が配分の増額には賛成しているものの、その配分についてはなお支持が不足していることを示した。委員会は、理事会に対しこの問題を引き続き検討し、専務理事がIMF協定の規定に従い、現基本期間においてSDR配分についてできるだけ速やかに提議し得るよう、見解の統一を図ることに引き続き努力することを要望した。

6. 委員会は、フィンランド政府および国民が示した歓迎と本会合のためになされた卓越した準備に対し、心からの謝意を表明した。

委員会は、次回会合を1982年9月3日、4日に、カナダのトロントで開催することに合意した。

#### ◆第64回OPEC総会、協調減産の継続を決定

OPEC(石油輸出国機構)は5月20、21日の両日エクアドルの首都キトで第64回定期総会を開催した。総会では3月のウィーン臨時総会で決定された協調減産(上限17.5百万バーレル/日)を当面継続することで合意した。なお、コミュニケーションには記載されなかったものの、このほか現行規準原油価格(アラビアンライト、34ドル/バーレル)の年内凍結やイランのカルテル違反(低価格による増産販売)に対する黙認等についても合意に達した旨伝えられている。

#### 米州諸国

##### ◆米国連邦準備制度理事会、支払準備制度を一部改訂

連邦準備制度理事会は4月28日、レギュレーションDの一部を次のとおり変更し、4月29日に始まる週から適用(実際に積立てるのは5月13日に始まる週から)することを発表した。

定期預金(個人分を除く)

現行	改正	準備率
期間 4年未満	→ 3年半未満	3% (不变)
4年以上	→ 3年半以上	0 (不变)

なお、連邦準備制度理事会では、「本措置は預金取扱い金融機関規制廃止委員会が商業銀行、相互貯蓄銀行、貯蓄貸付組合に対し、5月1日以降預金利規制の適用を受けない期間3年半以上の新種定期預金の創設を認めたことに伴うものであるが、これはすでに同委員会が発表した預金利規制廃止スケジュールと並行的に支払準備制度の対象となる定期預金の期間を短縮していくことを確約するものではない」旨コメントしている。

### 準備率一覧

対象	準備率
ネット決済勘定	
残高26百万ドルまで	3%
同26百万ドル超の部分	12%
定期預金(個人分を除く)満期まで	
(あるいは通知後の期間)	
3年未満	3%
3年半以上	0%
ユーロ債務	3%

## 欧洲諸国

### ◇フランス議会、系統金融機関を国有化対象から除外するための法案を可決

フランス上院は5月初、「銀行協同組合に関する法律」(5月17日発布)を可決、この結果、新たに「銀行協同組合」組織が法制化されるとともに、系統金融機関に同組合の定款の採用への道が開かれることとなった。

本法律は、2月11日付で発布された国有化法の対象銀行のうち、系統金融機関に属する3行を同法の対象外とする道を開く(注)ために法制化されたものである。

(注) 政府は当初、系統金融機関を国有化対象外としていたものの、審議評議会が、「組織の性質、活動の内容等からみて、系統金融機関を特別扱いする根拠はない」との観定を下したため、最終的には3系統金融機関(Banque centrale des coopératives et des mutuelles, Banque fédérative du Crédit mutuel, Banque française de crédit coopératif)が対象に加えられ、7月1日には株式の国家譲渡が行われる予定となっていた(56年12月号および本年2月号「要録」参照)。

本法律の概要は以下のとおり。

### 1. 「銀行協同組合(société coopérative de banque)」の定義等

#### (1) 組織面

「銀行協同組合」は、組合組織の連合体であり、加盟

団体となり得るのは、協同組合(société coopérative)、共済組合(société mutualiste、保険会社を含む)および一部の非営利団体(association sans but lucratif)に限られる。

頭取(président)は、下記構成からなる経営委員会(conseil d'administration)もしくは監督委員会(conseil de surveillance)により選出され、国家信用理事会(Conseil National du Crédit、56年10月号「要録」参照)の承認を経て就任する。

経営委員会もしくは監督委員会は、加盟団体の代表10名、および当該「銀行協同組合」の職員代表5名(うち1名は管理職)等によって構成される。

なお、各「銀行協同組合」には、経済財政省指名の政府委員(commissaire du gouvernement)が1名派遣される。同委員は、当該「銀行協同組合」およびその傘下組織の各種会議に出席し、その決議に対して拒否権を発動し得る。

#### (2) 営業面

「銀行協同組合」は登録銀行(注)であり、登録銀行に対して適用される規定を遵守せねばならない。

「銀行協同組合」は、すべての自然人および法人から預金を受け入れ得る。一方、与信については、総額の少なくとも80%を、当該「銀行協同組合」の加盟団体もしくはその構成員、協同組合、共済組合、一部の非営利団体、地方公共団体、公共企業体等に向けねばならない。

(注) 登録銀行(banque inscrite)とは、国家信用理事会への登録により営業を認められている銀行で、業態により、預金銀行、事業銀行および中長期信用銀行の3種類に別けられている。

#### (3) その他

「銀行協同組合」の定款採用を希望する銀行は、経済財政省の認可(申請受理後1週間以内に通達)が下ってから1年内に本法に定める諸条件を満たさねばならない。

### 2. 国有化法との関係

国有化法第12条Ⅱのbに示された諸銀行(注)は、以下の条件を満たしていることを条件に、「銀行協同組合」の定款を採用することを認められる。

- ① 資本金の過半が、直接・間接に、協同組合もしくは共済組合に類する組織に属していること。
- ② 1981年12月31日時点の与信残高の最低50%が、当該行の株主(個人もしくは団体)もしくは加盟者(同)、株主団体もしくは加盟団体の構成員、地方公共団体あるいは一部の非営利団体向けであること。

上記に則って「銀行協同組合」となった銀行は、組

合組織としての活動の重要性を認められ、国有化法の対象外とみなされる。

(注) 国有化法対象行のうち、非上場の21行(いずれも7月1日に国有化実施の予定)。うち、上記2条件を満たすものは、系統金融機関に属する3行のみ。

#### ◇フランス政府、82年度補正予算案を閣議決定

1. フランス政府は5月12日、「企業投資の振興による雇用拡大をねらいとして」(ペレゴボワ大統領府官房長)、事業税の軽減、国有化企業の増資引受け等を含む82年度補正予算案を閣議決定した(議会承認を経て7月1日以降実施の予定)。なお、本補正予算案では、事業税の軽減等に伴う歳出増ないし歳入減(計119億フラン)は、付加価値税引上げ等の歳入増ないし歳出削減措置(同)により賄うこととしているため、財政収支尻赤字は当初予算における水準(955億フラン)にとどめられている。

今次補正予算案の概要は以下のとおり。

##### (1) 歳出増・歳入減につながる措置等(計119億フラン)

###### イ. 事業税の軽減(50億フラン)

企業に対して課される事業税(注)につき、50億フラン相当額を軽減する(設備投資もしくは新規雇用を行った企業に対する軽減率はその他企業比高目)。

なお、83年度についても60億フランの軽減を検討中。

(注) 事業税(taxe professionnelle)は不動産等の賃貸料、給与支払い総額等を基準に課される地方税。

###### ロ. 国有化企業の増資引受け(30億フラン)

今般国有化された企業の赤字補填および設備投資ファイナンスのため、30億フランの増資引受けを行う。なお、今般国有化された銀行からも、増資引受けもしくは劣後融資のかたちで60億フランが供与される見込み(注)。

(注) 当該国有化企業の82年中の借入需要は推計90億フラン(うち赤字補填分は30億フラン、設備投資ファイナンス分は60億フラン)。

###### ハ. 住居税の一部免除(8億フラン)

60歳以上の男女もしくは独身女性につき、所得水準が課税最低限度を下回る場合、82年度以降住居税(注)を免除する(82年度については、当該免除額<8億フラン>は国庫負担)。

(注) 住居税(taxe d'habitation)は、住居およびその付属物の賃貸料を基準に課される地方税。

###### ニ. 付加価値税の特別軽減税率引下げ(26億フラン)

食料品、医薬品等の基礎的物品に対して適用される付加価値税の軽減税率を現行の7.0%から5.5%に

引下げる。

###### ホ. その他(5億フラン)(注)

(注) アルジェリアからの天然ガス輸入価格上昇に伴う追加費用。

##### (2) 歳出削減・歳入増につながる措置等(計119億フラン)

###### イ. 付加価値税の標準税率引上げ(57億フラン)

付加価値税の標準税率(上記軽減税率および奢侈品に対する割増税率<33%>)が適用される品物以外の対象品目に対してかかる税率)を現行の17.6%から18.6%に引上げる(注)。

(注) 政府の推計によれば、標準税率の引上げによる物価上昇は、軽減税率の引下げによる一部相殺効果を勘案すると、0.1%程度。

###### ロ. 系統金融機関に対する新規課税(17.5億フラン)

農業信用金庫(Crédit Agricole)および相互信用金庫(Crédit Mutuel)に対し、一般法人と同様に法人税(標準税率50%)を課する。

###### ハ. 金融機関に対する臨時課税(7億フラン)

全金融機関(保険会社を含む)に対し、交際費、不動産の減価償却費等、特定の費用につき臨時に課税する(税率0.8%)。

###### ニ. 経済社会開発基金に対する支出削減(21.5億フラン)

経済社会開発基金(56年7月号「要録」参照)の債券発行による資金調達比率を引上げる(80→90%)ことにより、同基金に対する国庫支出を削減する。

###### ホ. その他(16億フラン)(注)

(注) 今般国有化された企業・銀行等(56年12月号、本年2月号、3月号および本号「要録」参照)からの配当受取り。

2. 本補正予算案に対する反響をみると、経営者側からは、「事業税の軽減は、過去数か月間に政府が打出した社会政策に伴う企業負担の増大をごく部分的に相殺したに過ぎない」(パリ商工会議所)として、企業支援措置としては不十分であるとの見解を示している一方、労組側は、付加価値税の引上げによる生計費の上昇を不満とし、「今次補正予算案は、政府が経営者側に一步步み寄ったことを示すもの」(フランス民主主義労働同盟<CFDT>)と批判。

#### ◇英國、ロンドン手形交換所加盟銀行、貸出基準金利等を引下げ

ロンドン手形交換所加盟大手4行(National Westminster, Barclays, Midland および Lloyds)は6月8日、短期市場金利の低下に伴い、貸出基準金利(ベース・レー

ト)を0.5%(13%→12.5%)、通知預金利を0.5%~0.75%(National Westminster, Barclays, Lloyds 10.25%→9.5%、Midland 10%→9.5%)それぞれ引下げ、即日実施する旨発表した。今次ベース・レートの引下げは3月12日以来3ヶ月振り、英・アルゼンチン紛争発生以来始めてである。

#### ◇オランダに暫定内閣発足

1. オランダでは5月12日、キリスト教民主同盟(CDA)、労働党、デモクラシー66の3党による連立内閣が経済政策を巡る対立から労働党出身の6閣僚が辞任したために崩壊し、29日に至りCDAとデモクラシー66による暫定少数連立内閣(議席数74、総議席数150)が発足した。本年9月には総選挙が行われることになっており、それまでの間ファン・アフトCDA党主が引き続き首相に就任することになった。

2. 暫定内閣では、首相が外相を兼務することになったほか、CDAから3名、デモクラシー66から2名が新たに参加して労働党出身閣僚辞任後の空席を埋めている(CDA、デモクラシー66出身閣僚は現在のまま)。

新たに閣僚に任命されたのは以下の5名。

社会相(雇用問題担当)	De Graaf(CDA)
内 相	Rood(デモクラシー66)
教 育 相	Deetman(CDA)
社 会 福 祉 相	De Boer(CDA)
住 宅 国 土 計 画 相	Nüpel(デモクラシー66)

#### ◇フィンランド、公定歩合を引下げ

フィンランド中央銀行は5月25日、公定歩合を0.75%ポイント引下げて8.50%とし、6月1日から実施する旨発表した。同国の公定歩合変更は80年2月1日の0.75%引上げ(8.50→9.25%)以来約2年半ぶりのことである。

同行では本措置につき、「このところ物価が落着きをみせ始めている反面、国内景気が沈滞しているため実施に踏み切ったもの」と説明している。

(参考)

#### フィンランドの経済指標

	81/I Q	II Q	III Q	IV Q	82/2月
実質GDP(前期比年率・%)	3.5	1.8	2.6	△0.8	—
失業率(%)	4.7	5.2	5.7	5.6	n.a.
消費者物価(前年比・%)	12.7	12.8	11.9	10.3	10.3

## アジア諸国

#### ◇香港、預貸金利を引下げ

香港銀行協会は、5月28日銀行預貸金利を1%引下げるなどを決定、31日から実施した。これに伴い英系主力2行(香港上海、チャータード)は、同31日、貸出プライムレートを同幅引下げた。

本措置は、香港ドル相場が安定的に推移している一方、輸出の伸び悩みを主因に景気がスローダウンしていることに対処してとられたものである。

新しい預貸金利は次のとおり(年利・%)。

(12月/7日) 以降		(5月/31日) 以降	
貸出プライムレート	16.0	15.0	
普通預金	10.0	9.0	
定期預金	10.0	9.0	
3ヶ月もの	12.5	11.5	
6ヶ月もの	12.5	11.5	
1年もの	12.0	11.0	

## 共産圏諸国

#### ◇コメコン銀行、1981年中の活動状況を発表

コメコン銀行(国際経済協力銀行)は、このほど81年中の活動状況を発表した。その概要は次のとおり。

(1) 振替ループルによる加盟国相互間の決済額(貿易決済が93%)は対西側貿易が加盟国の外貨事情悪化を主

#### コメコン銀行の貸借対照表

(単位・百万振替ループル)

借 方		貸 方	
	1980年 末	1981年 末	
	1980年 末	1981年 末	
現金・預け金	2,226.8	1,703.3	払込済*
(うち預け金)	2,206.1	1,675.6	本金
貸出	2,673.2	4,463.7	積立金
什器・備品	0.7	0.7	預金
その他の	83.6	69.5	(うち定期預金)
			3,371.1
			4,615.1
			4,101.8
			5,307.7
計	4,984.3	6,237.2	計
			4,984.3
			6,237.2

\* 同行の授権資本金は305.3百万振替ループル。

因に縮小する中で、域内貿易の拡大を促進したことから前年比 +14.1%と前年(同 +7.8%)を上回る伸びとなつた。

(2) 貸出については、残高ベースでみて前年末比 +67.0 %の大幅増となつた。これは一部東欧諸国の経済悪化に伴う借入需要の増大を映じて急増をみたことによるものである。

(3) 一方、預金は、対東欧貿易の黒字幅拡大をみているソ連を中心に前年末比 +29.4%の増大となつた。

#### ◇コメコン国際投資銀行、1981年中の活動状況を発表

コメコン国際投資銀行は、このほど81年中の活動状況を発表した。その概要は次のとおり。

(1) 81年末の貸出残高は、前年末比 -1.3%と3年連続して減少となつた。これは加盟国の設備投資がほとんどの国で前年水準を下回っており、資金需要が減退していることによるものである。81年中の主な貸出案件は東ドイツの鉄鋼コンビナート、冷蔵庫工場、ハンガリーのバス工場、チェコスロバキアの化学コンビナートなどである。

(2) 一方資金調達をみると、81年末の借入残高は前年比 +4.5 %の低い伸びにとどまつた。これは、資金需要が低迷していることに加えて、大宗を占める対西側借入が東欧諸国の債務累増等を眺めた西側銀行の貸出慎重化から伸び悩んだことによるものである。

#### コメコン国際投資銀行の貸借対照表

(単位・百万振替ルーピル)

	借 方		貸 方		1980年 末	1981年 末
	1980年 末	1981年 末				
現金・預け金	544.5	693.0	払込済*	資本金	374.2	374.5
貸 出	1,504.7	1,485.3	積立金		83.6	93.6
什器・備品	0.5	0.5	特別融資金		28.0	29.0
そ の 他	115.3	120.8	借入金	1,603.0	1,676.4	
			そ の 他		57.1	106.0
			利 益 金		19.1	20.0
計	2,165.0	2,299.6	計		2,165.0	2,299.6

\* 同行の授権資本金は 1,071.3 百万振替ルーピル。